

## 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

冬季観光の重要な柱であるスキーフィールド関連産業の発展にこれまで貢献してきた軽油引取税の課税免除制度は、令和3年3月末までの時限措置となっている。

軽油引取税の課税免除措置は、道路の利用に直接関連しない機械等に使われる軽油について設けられたもので、本県の基盤産業である農林水産業のみならず、索道、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められてきたところである。

スキーフィールド関連産業では、スキーフィールドの運営にあたって索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が課税免除措置の対象となっており、この措置が廃止されれば、関係事業者の経営が圧迫され、ひいては地域の観光振興及び地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、令和3年4月以降も軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月3日

衆議院議長	島東倍市生山羽一	森子三苗郎志嘉	殿
参議院議長	大山安高麻梶赤	理昭晋早太弘	殿
内閣総理大臣	島東倍市生山羽一	森子三苗郎志嘉	殿
総務大臣	大山安高麻梶赤	理昭晋早太弘	殿
財務大臣	島東倍市生山羽一	森子三苗郎志嘉	殿
経済産業大臣	大山安高麻梶赤	理昭晋早太弘	殿
国土交通大臣	島東倍市生山羽一	森子三苗郎志嘉	殿

山形県議会議長 金澤忠一